

(証券コード 8979)

2018年12月25日

投資主各位

東京都中央区日本橋三丁目1番8号
スターツプロシード投資法人
執行役員 平 出 和 也

第8回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、スターツプロシード投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第8回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2019年1月17日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 2019年1月18日（金曜日） 午前10時
2. 場 所： 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル3階
ベルサール八重洲 ROOM 4+5
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項：

決議事項

- 第1号議案： 規約一部変更の件
- 第2号議案： 執行役員1名選任の件
- 第3号議案： 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案： 監督役員2名選任の件

以上

(お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証明する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるスターツアセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://www.sp-inv.co.jp>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 第10条及び第15条関係

法令番号を除き、日付を和暦から西暦表記へ変更するものです。

(2) 第19条関係

補欠の執行役員及び監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間を被補欠者の任期満了時までとする旨の規定を設けるものです。

(3) 第27条関係

資産運用の基本方針の範囲内で必要若しくは有用と認められる資産への投資を可能にするため、投資対象とする資産の範囲を拡大するものであり、また、これに伴い、投資を行う特定資産について、不動産若しくは不動産を裏付けとする特定資産を対象とする場合の当該不動産の用途の明確化を行うものです。

(4) 第32条関係

資産の機動的な運用を図るため、貸付を行う組入資産の範囲を拡大するものです。

(5) その他

その他、必要な字句の修正、表現の変更、統一及び明確化その他の整理を行うものです。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第10条（開催及び招集）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (記載省略) 2. 投資主総会は、平成28年12月20日及びその日以後、遅滞なく招集し、以降、隔年毎の12月20日及びその日以後遅滞なく招集する。 3. ～5. (記載省略) <p>第15条（基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人が第10条第2項の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、平成28年10月末日及び以降隔年毎の10月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。 2. (記載省略) <p>第19条（役員任期）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 執行役員及び監督役員任期は、就任後2年とする。但し、投資主総会の決議によって、法令の定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げないものとする。 2. (記載省略) (新設) | <p>第10条（開催及び招集）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行のとおり) 2. 投資主総会は、<u>2016年</u>12月20日及びその日以後、遅滞なく招集し、以降、隔年毎の12月20日及びその日以後遅滞なく招集する。 3. ～5. (現行のとおり) <p>第15条（基準日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人が第10条第2項の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、<u>2016年</u>10月末日及び以降隔年毎の10月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。 2. (現行のとおり) <p>第19条（役員任期）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 執行役員及び監督役員任期は、就任後2年とする。但し、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げないものとする。 2. (現行のとおり) 3. <u>補欠のために選任された執行役員又は監督役員</u>の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において役員が選任されなかった場合には、役員が選任された直近の投資主総会）において選任された被補欠者である役員任期が満了するときまでとする。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。 |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第27条（投資方針）</p> <p>1. 本投資法人は、第26条に定める基本方針に従い、<u>主として第28条に定める特定資産、とりわけその主たる用途が賃貸住宅に供される不動産（以下「賃貸住宅」という。）又は主として賃貸住宅を裏付けとする特定資産</u>に対して投資を行う。</p> <p>2.～6. （記載省略）</p> <p>第28条（主要投資対象の特定資産） 本投資法人は、第26条に定める基本方針に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。なお、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「金商法」という。）第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして本条の規定を適用するものとする。（以下、第29条及び第30条において同じ。）。</p> <p>(1)～(3) （記載省略）</p> <p>(4) 次に掲げるものを信託する信託の受益権</p> <p>a. ～b. （記載省略）</p> <p>c. <u>不動産の賃借権及び地上権</u> （新設）</p> <p>(5)～(7) （記載省略）</p> | <p>第27条（投資方針）</p> <p>1. 本投資法人は、第26条に定める基本方針に従い、第28条に定める特定資産、とりわけその主たる用途が賃貸住宅に供される不動産（以下「賃貸住宅」という。）又は主として賃貸住宅を裏付けとする特定資産を<u>主要な投資対象とする。また、その主たる用途がホテル又は高齢者向け施設に供される不動産及びその他賃貸収入により収益を見込むことができる不動産又はこれらの不動産を裏付けとする特定資産</u>に対しても投資を行う。</p> <p>2.～6. （現行のとおり）</p> <p>第28条（主要投資対象の特定資産） 本投資法人は、第26条に定める基本方針に従い、主として以下に掲げる特定資産に投資する。なお、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下「金商法」という。）第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして本条の規定を適用するものとする。（以下、第29条及び第30条において同じ。）。</p> <p>(1)～(3) （現行のとおり）</p> <p>(4) 次に掲げるものを信託する信託の受益権</p> <p>a. ～b. （現行のとおり）</p> <p>c. 不動産の賃借権</p> <p>d. <u>地上権</u></p> <p>(5)～(7) （現行のとおり）</p> |

| 現 行 規 約 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第30条（特定資産に付随する資産） 本投資法人は、第26条に定める資産運用の基本方針のために必要若しくは有用と認められる場合に限り以下に掲げる特定資産に付随する資産に投資できるものとする。</p> <p>(1)～(7) (記載省略)</p> <p>(8) 民法第667条に規定される組合の出資持分（不動産、不動産の賃借権及び地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理等を目的としたものに限る。）</p> <p>(9)～(11) (記載省略)</p> <p>第32条（組入れ資産の貸付）</p> <p>1.～2. (記載省略) (新設)</p> <p>平成17年 4月28日 制定 平成17年10月12日 改訂 平成19年 1月19日 改訂 平成21年 1月19日 改訂 平成23年 1月19日 改訂 平成25年 1月18日 改訂 平成27年 1月16日 改訂 平成29年 1月19日 改訂</p> | <p>第30条（特定資産に付随する資産） 本投資法人は、第26条に定める資産運用の基本方針のために必要若しくは有用と認められる場合に限り以下に掲げる特定資産に付随する資産に投資できるものとする。</p> <p>(1)～(7) (現行のとおり)</p> <p>(8) 民法第667条に規定される組合の出資持分（不動産、不動産の賃借権又は地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理等を目的としたものに限る。）</p> <p>(9)～(11) (現行のとおり)</p> <p>第32条（組入れ資産の貸付）</p> <p>1.～2. (現行のとおり)</p> <p>3. <u>本投資法人は、運用資産に属する不動産以外の運用資産の貸付を行うことがある。</u></p> <p>2005年 4月28日 制定 2005年10月12日 改訂 2007年 1月19日 改訂 2009年 1月19日 改訂 2011年 1月19日 改訂 2013年 1月18日 改訂 2015年 1月16日 改訂 2017年 1月19日 改訂 2019年 1月18日 改訂</p> |

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員平出和也は、2019年1月31日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第19条第1項の定めにより、就任する2019年2月1日より2年とします。

なお、本議案は、2018年12月14日開催の本投資法人役員会において監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名 (生年月日) | 略歴 |
|--|---|
| ひら いで かず や 平 出 和 也 (1963年11月25日) | 1988年 4月 スターツ株式会社（現スターツコーポレーション株式会社）入社 |
| | 1999年11月 スターツ証券株式会社取締役就任 |
| | 2001年11月 スターツアセットマネジメント投信株式会社（現スターツアセットマネジメント株式会社）取締役就任 |
| | 2004年 6月 同社代表取締役就任（現在に至る） |
| | 2005年 5月 本投資法人執行役員就任（現在に至る） |
| | 2013年 7月 株式会社スターツ総合研究所取締役（非常勤）就任 |
| | 2016年 7月 同社代表取締役就任（現在に至る） |

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関運営に係る一般事務委託契約を締結しているスターツアセットマネジメント株式会社の代表取締役です。2004年12月20日付で、当時の「投資信託及び投資法人に関する法律」第13条に基づき、金融庁長官より兼職の承認を得ております。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める定員を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案の補欠執行役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、第2号議案における執行役員の就任日である2019年2月1日より2年とします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、執行役員に就任する前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案は、2018年12月14日開催の本投資法人役員会において監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名 (生年月日) | 略 歴 |
|---|--|
| とき たけ よう へい 時 武 洋 平 (1972年 6月 5日) | 1996年 4月 スターツ株式会社（現スターツコーポレーション株式会社）入社 |
| | 2005年 9月 スターツアセットマネジメント投信株式会社（現スターツアセットマネジメント株式会社）出向 |
| | 2005年11月 同社入社 |
| | 2010年10月 同社不動産コンサルティング部長就任 |
| | 2013年 7月 同社取締役不動産コンサルティング部長就任 |
| | 2016年 2月 同社取締役不動産コンサルティング部長兼ファンド運営事業部長就任（現在に至る） |

- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関運営に係る一般事務委託契約を締結しているスターツアセットマネジメント株式会社の取締役不動産コンサルティング部長兼ファンド運営事業部長を兼務しております。
- ・ 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。

第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員野村茂樹及び松下素久の両名は、2019年1月31日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いしたいと存じます。本議案において、監督役員の任期は、現行規約第19条第1項の定めにより、就任する2019年2月1日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴 |
|-------|------------------------|--|
| 1 | 野村 茂樹 (1953年 6月10日) | 1983年 4月 弁護士登録 奥野法律事務所（現奥野総合法律事務所・外国法共同事業）入所（現在に至る） 1991年 3月 社会福祉法人全国盲ろう者協会理事就任（現在に至る） 2005年 5月 本投資法人監督役員就任（現在に至る） 2013年 4月 社会福祉法人日本盲人福祉委員会理事就任 2017年 6月 同社会福祉法人評議員就任（現在に至る） 公益財団法人藤原ナチュラルヒストリー振興財団理事長就任（現在に至る） |
| 2 | 松下 素久 (1948年 3月24日) | 1971年11月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 1980年 1月 松下明公認会計士事務所入所 1981年 3月 公認会計士登録 1985年11月 松下公認会計士事務所開設（現在に至る） 2005年 5月 本投資法人監督役員就任（現在に至る） 2007年 5月 社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会（現公益社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会）監事就任 2013年 5月 同協会理事就任（現在に至る） 2014年 6月 共立信用組合理事就任 日産センチュリー証券株式会社（現日産証券株式会社）監査役就任（現在に至る） 2016年 6月 共立信用組合幹事就任（現在に至る） |

- ・ 上記監督役員候補者は、両名とも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記監督役員候補者松下素久は、松下公認会計士事務所の代表者です。
- ・ 上記監督役員候補者と本投資法人との間には、両名とも特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者は、両名とも現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル3階
ベルサール八重洲 ROOM 4+5
電話 03-3548-3770



- 最寄駅 東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線日本橋駅 A7出口直結
JR東京駅 八重洲北口より徒歩5分

(ご注意)

※上記出口の誘導板ご案内は午前9時から総会終了までとなります。
※駐車スペースがございませんので、当日のお車でのご来場はご遠慮
ください。

近隣には、「ベルサール八重洲」のほか「ベルサール東京日本橋」
がございますので、お間違えのないようご注意ください。